

議 案 名	富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	国民健康保険法の一部が改正され、国民健康保険被保険者証が廃止されることから、保険税を納付しない場合における被保険者証の返還に応じない者に対する罰則が削除されたため、同法に基づき罰則規定を設けることができるとされている本市条例においても同様に改正するものです。
制 定 内 容	(1) 第14条中「第9項」を「第5項」に改めます。 (2) 第14条中国民健康保険被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料を科す規定の削除を行います。 (3) 附則において、今回の過料の規定の削除に関する経過措置を定めます。
施 行 日	令和6年12月2日

富士見市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）新旧対照表

新	旧
<p>第8章 罰則</p> <p>第14条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした</u> _____場合において、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第8章 罰則</p> <p>第14条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>